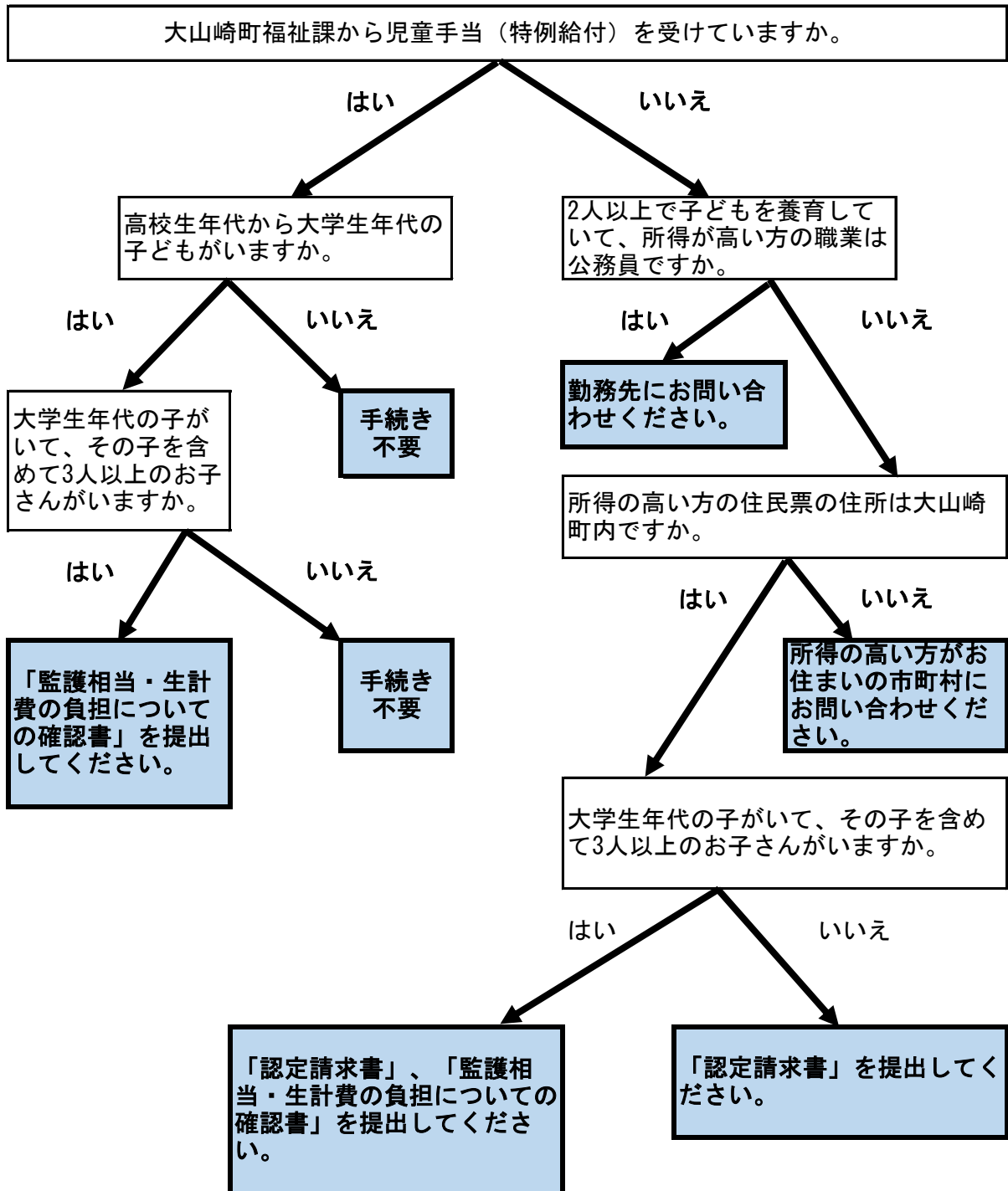


＜児童手当拡充後（令和6年10月以降）手続き確認フロー＞



※高校生年代…平成18年4月2日～平成21年4月1日生まれ

※大学生年代…平成14年4月2日～平成18年4月1日生まれ

※手続き不要の方は、10月以降に額改定通知書を送ります。お子さんの人数及び金額をご確認ください。

※保護者と別居している高校生年代の児童がいる場合は、他の提出書類が必要になる場合がありますので、役場福祉課児童福祉係までお問い合わせください。